

願ふ所なりと申により、みな江戸に召して藝能をたづねさせ玉ひければ、玉春庭三官といふもの按摩導引をなすと申す、さらばとて御側勤の者に試させ玉ふに、妙手なりと申により、威公御自ら療せさせ玉ふに、無比類名人なり、殊に耳の垢をとり内を掃除する事、これまでなき術なりとて、大におぼしめしにかなひ、日毎に昵近し奉りければ、永く御館にめしつかはるべし、然る上は此國の風俗になれとて、月代をそり衣服を改め、遠藤氏の女をめとりて、遠藤勘兵衛と改めたり、さて男子出生しければ、名を賜はりて造酒之助と稱す。○中英一蝶がかける耳の垢とりは、此乗組のうちか、もしくは王春庭が弟子にてもありしなるべし。

乙酉四月

輪池堂

〔骨董集 上編上〕耳の垢取

江戸鹿子貞享四年板 耳垢取、神田紺屋町三丁目長官とあり、おなじ比京にもあり、京羽二重貞享二年板 耳垢取、唐人越九兵衛とあり、初音草嘶大鑑元祿十一年板 卷之五に、京と江戸ゆき、すぐなる通町辻々をみれば、あるひは齒ぬき、耳の療治云々老人養草正徳六年板 に云、近來京師の辻々に、耳垢取とて、紅毛人のかたちに似せて云々とあれば、元祿の末、正徳の比までもありしなるべし。

〔新撰字鏡耳〕聾五高語
〔反、聲耳志比〕

〔倭名類聚抄三〕聾病聲 四聲字苑云、聾音力東反、和美々之比、耳不聞聲也。

〔箋注倭名類聚抄二〕山田本作音刀東反、按音籠與廣韻合、力東與玉篇合、字異音同、曲直瀬本、下總訓彌々志戸○中略 按說文聾無聞也、文選七命注引蒼頡篇云、聾不聞也、急就篇注、耳不聞聲曰聾、禮記王制正義、聾謂耳不聞聲、並與此略同、釋名聾籠也、如在蒙籠之内聽不察也、

〔類聚名義抄二〕聾耳 音籠、ミ、シヒ、リウ、聰和リヨウ 同、聰俗齋字